

標準旅行業約款 (受注型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本約は旅行者の間で締結する受注型企画旅行に関する契約 (以下「受注型企画旅行契約」といいます) に関するものであり、この約款に定めのない事項については、標準旅行業約款 (以下「標準約款」といいます) によりします。この約款に定めのない事項については、標準約款に定めのない事項によりします。

(用語の定義)

第2条 本約は「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることのできる運送又は宿泊サービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定める旅行に関する企画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

(旅行契約の成立)

第3条 本社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、旅行者が本約の定め旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供を受けることのできる旅行サービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けようとする旨を、手配し、旅費を管理することを旨に行います。

(手配代行)

第4条 本社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本社内又は本邦外の他の旅行者業、手配を委託して行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

(企画書の交付)

第5条 本社は、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当該旅行者の都合があることを除き、当該旅行者の旅行から作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金の他の旅行者が提供を受けることのできる旅行サービス(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第6条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第7条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第8条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第9条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第10条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第11条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第12条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第13条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第14条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第15条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第16条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第17条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第18条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第19条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第20条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第21条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第22条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第23条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第24条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第25条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第26条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(契約の成立)

第27条 前条第1項の企画書に記載された企画内容(以下「企画内容」といいます)に所定の申込みをしたときは、旅行代金の額を明示された企画内容(以下「企画書」といいます)を交付します。

(5) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

3 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(6) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

4 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(7) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

5 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(8) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

6 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(9) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

7 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(10) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

8 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(11) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

9 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(12) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

10 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(13) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

11 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(14) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

12 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(15) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

13 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(16) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

14 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(17) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

15 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(18) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

16 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(19) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

17 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(20) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

18 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(21) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

19 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(22) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

20 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

(23) 本社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

21 旅行者は、旅行日程において、当該旅行の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不能となつたときは、

2 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき旅行代金の1%以内の当社が定める単乗した額をもつて限度とします。また、旅行者1名に対して1受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額は、1,000円未満のときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3 当社が前条第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に28条第1項の規定に基づく責任が発生するようになった場合は、旅行者は当該変更による変更補償金を受け取らなければならないものとします。この場合、当社は、同項の規定にかかわらず、当該変更による損害賠償額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相対し差額を支払うべきものとします。

第21条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第22条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第23条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第24条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第25条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第26条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第27条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第28条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第29条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第30条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第31条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第32条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第33条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第34条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第35条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第36条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第37条 本約の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。

2 旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際して、当社が提供された情報を活用し、旅行者の権利義務と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行者は通知して速やかにその旨を当社、当社の手配代行業者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第3章 弁済業務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合)

第32条 本社は、一般社団法人全国旅行業協会(東京都港区赤坂4丁目2番19号)旅行業協会(以下「旅行業協会」といいます)の保証社員となっております。その取扱いとして発生した債権・債務の履行に際しては、旅行業協会が保証社員として提供した弁済業務保証金(1,800万円)に連帯する形で弁済を受けることができます。

3 本社は、旅行業協会第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金の管理を委託しておりますので、同法第7条第1項に基づき営業保証金に充当してあります。

別表第1 取消料 (第16条第1項関係)

1 国内旅行に係る取消料		取消料
区分		
(1) 次回以降の受注型企画旅行契約		
イ ロからまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	旅行代金の20%以内	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日か起算してさかのぼって20日(日曜日については10日)に当たる日以降に解除する場合(イからまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内	
ハ 旅行開始日の前日か起算してさかのぼって7日(日曜日については10日)に当たる日以降に解除する場合(イからまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の40%以内	
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の50%以内	
ホ 旅行開始日の前日に解除する場合(ハに該当する場合を除く。)	旅行代金の100%以内	
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	
(2) 貸切船舶に利用する受注型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によりします。

備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。

2 海外旅行に係る取消料		取消料
区分		
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約(次回に掲げる旅行契約を除く。)		
イ ロからまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	旅行代金の20%以内	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日か起算してさかのぼって30日(日曜日については10日)に当たる日以降に解除する場合(イからまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内	
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の100%以内	
ホ 旅行開始日の前日に解除する場合(イ及びロに掲げる場合を除く。)	旅行代金の100%以内	
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内	
(2) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約		当該航空機に係る取消料の規定によりします。

備考 (1) 取消料の金額は、契約書面に明示します。

別表第2 変更補償金 (第30条第1項関係)		一件あたりのお金(%)
変更補償金の支払が必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の等級及び設備の等級の変更(変更後の等級及び設備の等級の合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内旅行開始地又は空港又は旅行終了地たる空港の異なる変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直往の乗継便又は経由便の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の等級の変更	1.0	2.0
9 設備、設備、昇降機その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合はあり、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降に旅行者に通知した場合はあります。

注2 確定内容が交付された場合には、「契約書面」とあるものの「確定書面」と読み替えます。この場合において、契約書面に記載した旅行サービスの内容と確定内容との間に発生したときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は4号に掲げる変更は運送機関が宿泊機関の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる変更は運送機関の会社名の変更については、等級及び設備より高いものの変更を伴う場合は適用しません。

注5 第4号又は第7号又は第8号に掲げる変更が1乗継便等は1泊の中を複数回した場合は、1乗継便等又は1泊につき1件として取り扱います。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員
大阪府知事登録第2-1075
株式会社日本案内通信
(ニフントラベル)
Tel. 06(6348)9601
Fax06(6341)9161